

雇用保険二事業助成金 平成24年度予算の整理表(案)

平成23年度雇用保険二事業助成金(16本)

平成24年度雇用保険二事業助成金(15本)

各種給付金名			各種給付金名		要綱 (年度末)	要綱 (予算後)
1	雇用調整助成金		1	雇用調整助成金		
②	労働移動支援助成金	(内容見直し)	②	労働移動支援助成金	第一・一	第一・一
③	定年引上げ等奨励金	(内容見直し)	③	定年引上げ等奨励金	第一・二	第一・二
4	特定求職者雇用開発助成金		4	特定求職者雇用開発助成金		
5	自立就業支援助成金		5	自立就業支援助成金		
⑥	試行雇用奨励金	(内容見直し)	⑥	試行雇用奨励金	第一・三	第一・三
⑦	地域雇用開発助成金	(内容見直し)	⑦	地域雇用開発助成金	第一・四	第一・四
8	通年雇用奨励金		8	通年雇用奨励金		
⑨	両立支援助成金	(内容見直し)	⑨	両立支援助成金	第一・五 (均等分科 会で 議論)	
⑩	人材確保等支援助成金	(内容見直し)	⑩	人材確保等支援助成金		第一・五
11	均衡待遇・正社員化推進奨励金		11	均衡待遇・正社員化推進奨励金		
⑫	障害者雇用促進助成金	(内容見直し)	⑫	障害者雇用促進助成金	第一・六	
13	広域団体認定訓練助成金		13	広域団体認定訓練助成金		
14	キャリア形成促進助成金		14	キャリア形成促進助成金		
15	職場適応訓練費		15	職場適応訓練費		
⑬	建設労働者緊急雇用確保助成金	(廃止)			第一・七	
その他						
	認定訓練助成事業費補助金	(内容見直し)		認定訓練助成事業費補助金		第一・六 (能開分科 会で議論)

※ 番号に○がついてある助成金が諮問事項

労働移動支援助成金の見直し

平成23年度			平成24年度(予定)		
(百万円)			(百万円)		
助 成 金 名	23'補正後予算額	22'事業評価	助 成 金 名	24'予定額	
労働移動支援助成金			労働移動支援助成金		
求職活動等支援給付金	438	X	廃止 ※予定額は経過措置分のみ	99	
<p>【事業概要】 認定を受けた再就職援助計画又は提出した求職活動支援基本計画書に基づき、当該計画等の対象被保険者に対し、求職活動等のための休暇を付与し、通常支払われる賃金の額以上の額を支払った事業主に対し助成金を支給</p> <p>【支給額】 求職活動等のための休暇を付与された対象者1人1日当たり4,000円(中小企業事業主は7,000円) ※1人当たり30日分を限度。</p>			<p>【見直し概要】 ○制度趣旨や助成対象が類似・重複している助成金の統廃合等により、支援の重点化を行う必要があることから、廃止。(予定額は経過措置分のみ) ○経過措置 平成24年3月31日までに離職した再就職援助計画の対象となる被保険者及び求職活動支援書等の対象となる被保険者については、4月以降も従前のおり本助成金を支給。</p>		
再就職支援給付金	354	X	再就職支援給付金	264	
<p>【事業概要】 認定を受けた再就職援助計画又は提出した求職活動支援基本計画書に基づき、当該計画等の対象被保険者に対し、その再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者に費用を負担して委託し、当該被保険者の離職日の日の翌日から起算して原則2か月以内に再就職を実現した中小企業事業主に対し助成金を支給</p> <p>【支給額】 当該委託に要する費用の1/2の額(1人当たり40万円を限度)</p>			<p>【見直し概要】 ○対象事業主の要件に、「対象被保険者に対し求職活動等のための休暇を与え、通常支払われる賃金の額以上の額を支払った事業主であること。」を加える。 ○対象被保険者のうち55歳以上の者について、助成率を1/2から2/3に拡充する。 ※ ○経過措置 平成24年3月31日までに離職した再就職援助計画の対象となる被保険者及び求職活動支援書等の対象となる被保険者については、4月以降も従前のおりの助成内容とする。</p>		

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続。」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※は24年度予算成立の翌日から施行

定年引上げ等奨励金の見直し

平成23年度		(百万円)		平成24年度(予定)		(百万円)	
助 成 金 名	23'補正後予算額	22'事業評価	助 成 金 名	24'予定額			
定年引上げ等奨励金							
中小企業定年引上げ等奨励金 <small>(事業概要)</small> 定年の廃止、65歳以上への定年の引上げ、70歳以上までを雇用する継続雇用制度の導入を行う中小企業に対して奨励金を支給する。また、高齢者の勤務時間の多様化に取り組む事業主に対しては支給額を上乗せする。 <small>【助成対象事業主】</small> ・65歳以上への定年の引上げ ・希望者全員を対象とする70歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入 ・定年の定め廃止 ・希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入 <small>【助成額】 20～160万円</small>	9,976	B	中小企業定年引上げ等奨励金 <small>(見直し概要)</small> 助成金の効果を高めるため、助成対象事業主及び中規模事業主への助成額を見直し。 <small>【助成対象事業主】</small> ・65歳以上への定年の引上げ ・希望者全員を対象とする70歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入 ・定年の定め廃止 ・希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満の年齢まで雇用する継続雇用制度及び基準該当者を70歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入 <small>【助成額】 20～120万円</small>	7,503			
<small>(事業概要)</small>			高齢者労働移動受入企業助成金(新規) <small>(事業概要)</small> 定年を控えた高齢者で、その知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、職業紹介事業者の紹介により、雇い入れる事業主に対し、助成金を支給することにより、高齢者の円滑な労働移動支援の促進を図る。 <small>※ 【助成額】 1人当たり70万円(短時間労働者(40万円))</small>	2,700			
高齢者雇用確保充実奨励金 <small>(事業概要)</small> 傘下の企業を対象に、高齢者雇用確保措置の導入、希望者全員が65歳まで働ける制度や70歳まで働ける制度の導入等の高齢者雇用確保措置の充実その他高齢者の雇用環境の整備を目的として、セミナーや専門家による個別相談などの事業を行う事業主団体に対して当該事業に要した費用及び事業の成果に応じた額を支給。	572	D	廃止 ※予定額は経過措置分のみ <small>(見直し概要)</small> 事業主団体による傘下企業への働きかけの取組は有効であるものの、助成金の周知が行き届かなかったことなどにより事業主団体の自発的な取組のニーズが低調であったため廃止。	298			

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続。」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」

「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※は24年度予算成立の翌日から施行

試行雇用奨励金の見直し

平成23年度 (百万円)			平成24年度(予定) (百万円)		
助 成 金 名	23補正後予算額	22'事業評価	助 成 金 名	24'予定額	
試行雇用奨励金			試行雇用奨励金		
実習型試行雇用奨励金 (事業概要) 十分な技能及び経験を有しない求職者(緊急人材育成支援事業による職業訓練又は求職者支援制度における職業訓練を修了後、一定期間未就職者)について、これらの者を一定期間実習型雇用として受入、実習等により企業の人材ニーズに合った人材育成を図ることを通じて、これらの者を常用労働者としての早期再就職の実現を図るとともに、事業主の人材確保を促進することを目的とする事業。 また、東日本大震災等発生後は、東日本大震災等に係る被災地に居住するフリーターなどの求職者及び被災地の事業所を離職した求職者も本事業の対象に加えて実施。 ○ 助成額 ・求職者を原則6か月間の実習型雇用で雇い入れた場合(1週間の所定労働時間が30時間未満の場合を除く)、実習型雇用労働者1人当たり月額10万円を助成	5,076	C	実習型試行雇用奨励金 (見直し概要) 以下のとおり事業実施対象県、対象求職者及び対象事業主を見直す。 また、平成23年度末までに実習型雇用を開始した事業主については、経過措置として平成24年度において旧雇保則第15条の10の規定による実習型試行雇用奨励金の支給を受けることができることとする。 ○ 事業実施対象県 ・青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県 ○ 対象求職者 ・東日本大震災の発生時に、上記事業実施対象県のうち、災害救助法適用市町村に居住していた求職者 ・東日本大震災の発生時に、上記事業実施対象県のうち、災害救助法適用市町村において就業しており、東日本大震災により離職を余儀なくされた求職者 ○ 対象事業主 ・上記事業実施対象県の事業所で実習型雇用により受入、その後常用雇用として雇い入れる事業主 ○ 経過措置 ・平成23年度末までに実習型雇用を開始した事業主に対する実習型試行雇用奨励金の支給	6,534	
試行雇用奨励金 (事業概要) 職業経験、技能、知識等から就職が困難な特定の求職者層等について、これらの者を一定期間試行雇用(トライアル雇用)することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とする事業。 ○ 助成額 ・3か月以内の期間を定めて試行雇用(トライアル雇用)を実施した事業主に対して、雇い入れ労働者1人当たり月額4万円を助成	5,126	C	試行雇用奨励金 (見直し概要) 就職氷河期世代が、40代前半に達していることから、若年者等トライアル雇用の対象年齢を、「40歳未満」から「45歳未満」に拡充。 ※	5,061	

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続。」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」

「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※は24年度予算成立の翌日から施行

試行雇用奨励金(若年者等正規雇用化特別奨励金)の見直し

平成23年度 (百万円)			平成24年度(予定) (百万円)	
助成金名	23'補正後予算額	22'事業評価	助成金名	24'予定額
試行雇用奨励金			試行雇用奨励金	
若年者等正規雇用化特別奨励金	12,431	— (※)	廃止 ※予定額は経過措置分のみ	7,342
<p>(事業概要) 就職氷河期に正社員となれなかった若者がフリーター状態のまま30代後半を迎える状況となっていること、新規学校卒業者の採用内定取消が生じている現状を踏まえ、年長フリーター及び30代後半の不安定就労者並びに採用内定を取り消された新規学校卒業者等、これらの者を対象とした求人枠を設けて正規雇用として雇い入れる事業主に若年者等正規雇用化特別奨励金を支給することにより、これらの者の雇用機会の確保を図ることを目的としている。(平成23年度末までの時限措置)</p> <p>○助成額 対象者を正規雇用として雇い入れた場合(1週間の所定労働時間が30時間未満の場合を除く)、対象者1人当たり100万円(大企業は50万円)を支給</p> <p>○支給時期 第1期 正規雇用開始日から6か月経過後50万円(大企業は25万円) 第2期 正規雇用開始日から1年6か月後25万円(大企業は12.5万円) 第3期 正規雇用開始日から2年6か月後25万円(大企業は12.5万円)</p>			<p>(見直し概要) 平成23年度末までの時限措置であるため廃止。(予定額は経過措置分のみ)</p>	

※ 当該奨励金は平成21年度から平成23年度までの複数年度目標管理事業であるため、平成22年度事業評価では評価していない。

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続。」 「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」 「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」 「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」

「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」 「Z 既に廃止。」

地域雇用開発助成金の見直し

平成23年度			平成24年度(予定)		
助成金名		(百万円)	助成金名		(百万円)
		23年度予算	22年度評価		24年度額
地域求職者雇用開発助成金					
地域再生中小企業創業助成金		1,871	A		6,500
<p>(事業概要) 雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域(21道県)において、特に改善の動きが弱い10道県等の雇用機会の創出を一層強化するため、当該地域における重点分野に該当する事業分野(地域再生分野)で創業し、2人以上継続して雇用する労働者(雇入れ当初より週間の所定労働時間が30時間以上の者に限る。)を雇い入れる事業主に対し、創業経費及び労働者の雇い入れについて支援を行う。 ※ 21道県のうち特に10道県(第1種)に重点を置いて、地域再生事業を実施する事業主を手厚く助成</p> <p>[助成額等] ○ 第1種 ・ 創業支援金: 対象経費の1/2 (雇入れ5人以上で上限500万円、5人未満で300万円) ・ 雇入れ奨励金(対象労働者が1人以上): 1人当たり60万円 ○ 第2種 ・ 創業支援金: 対象経費の1/3 (雇入れ5人以上で上限250万円、5人未満で150万円) ・ 雇入れ奨励金(対象労働者が1人以上): 1人当たり30万円</p>		<p>(見直し概要) ○ 第1種及び第2種共通 支給要件に「創業・雇入れ支援対象労働者が公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により雇い入れられた表であることを追加。」</p>			
沖縄若年者雇用促進奨励金		303	B		280
<p>(事業概要) 事業所の設置・整備に伴い、沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者を3人以上雇入れ、その定着を図る事業主に対し、当該雇用した者に対して支払った賃金額の一部を助成。</p> <p>[支給対象事業主] 計画に定められた期間の初日から、完了日から起算して6か月を経過した日までの間に、支給対象となる事業所で雇用する被保険者を解雇等事業主都合で解雇させていないこと。</p> <p>[支給対象者] 事業所の設置・整備に伴い雇い入れた沖縄若年求職者。</p>		<p>(見直し概要) [支給対象事業主] 計画に定められた期間の初日から、完了日から起算して6か月を経過した日までの間に、支給対象となる事業所で雇用する被保険者を解雇等事業主都合で解雇させた事業主は支給対象としない。また、完了日後において、支給対象労働者を解雇した場合、以後、事業主は支給対象とはしない。</p> <p>※ [支給対象者] 事業所の設置・整備に伴い雇い入れた沖縄若年求職者。当初計画した沖縄若年求職者3人以上の雇入れのほか、完了日までに新設学生者を雇用した場合、中小企業に限り当該新設学生者を支給対象労働者とする(1年限り)。</p>			
地域雇用創造推進事業		5,139	A		6,192
<p>(事業概要) 地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策等との連携の下に、市町村、経済団体等から構成される地域雇用創造協議会が提案した雇用対策にかかると事業構想の中から、コンテスト方式により雇用創出効果が高いと認められるものを選抜し、当該協議会に対し、その事業の実施を委託(3年度以内の委託事業)</p> <p>(メニューの例) a雇用拡大メニュー 新規創業、新分野への進出、事業の拡大など地域における雇用機会の拡大を図るための取組 b人材育成メニュー 地域の人材ニーズ等を踏まえた地域求職者等の能力開発や人材育成を図るための取組 c就職促進メニュー 地域における就職促進等を図るための地域求職者等への情報提供、相談等の取組</p>		<p>(見直し概要) 平成24年度より、「地域雇用創造実現事業」を統合し、一体的に実施する。</p> <p>(メニューの例) a雇用拡大メニュー 新規創業、新分野への進出、事業の拡大など地域における雇用機会の拡大を図るための取組 b人材育成メニュー 地域の人材ニーズ等を踏まえた地域求職者等の能力開発や人材育成を図るための取組 c就職促進メニュー 地域における就職促進等を図るための地域求職者等への情報提供、相談等の取組 d雇用創出支援メニュー(新規) a~cの各メニューと一体的に実施することにより相乗的な効果が期待される地域の産業及び経済の活性化等を促した雇用創出を促進する取組</p>			
地域雇用創造実現事業		2,256	A		1,144
<p>(事業概要) 地域雇用創造推進事業(以下「パッケージ事業」という。)を実施する協議会から、パッケージ事業による支援を通じて育成した人材を活用し、波及的に地域の雇用機会を拡大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資する事業の提案を受け付け、そのうちコンテスト方式により雇用創出効果が高いと認められるものを選抜し、当該協議会に対し、その事業の実施を委託(3年度以内の事業委託)</p>		<p>廃止 ※ 予算額は経過措置分のみ</p> <p>(見直し概要) 平成24年度より、「地域雇用創造推進事業」へ統合するため、現在実施している平成22年度及び平成23年度事業開始地域の事業終了をもって当該事業は廃止。</p>			

【事業評価の評価結果】

「A」 実施継続。」「B」 実施継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C」 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D」 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」

「X」 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z」 既に廃止。」

※は24年度予算成立の日から施行

両立支援助成金の見直し

平成23年度 (百万円)			平成24年度 (百万円)	
助 成 金 名	23'補正後予算額	22'事業評価	助 成 金 名	24'予算額
両立支援助成金			両立支援助成金	
子育て期短時間勤務支援助成金	865	A	子育て期短時間勤務支援助成金	1,130
<p>(事業概要) 短時間勤務制度を就業規則等に定め、6か月以上の利用者が生じた事業主に対し助成。</p> <p>【助成額】 ・小規模事業主(労働者数100人以下) 利用者1人目 70万円、利用者2人目～5人目 50万円 ・中規模事業主(労働者数101人以上300人以下) 利用者1人目 50万円、利用者2人目～10人目 40万円 ・大規模事業主(労働者数301人以上) 利用者1人目 40万円、利用者2人目～10人目 10万円</p>			<p>(見直し概要) ○要件を満たした事業主に対する支給額を以下のとおり引き下げる。 (平成24年4月1日施行) ・小規模事業主(労働者数100人以下) 利用者1人目 40万円、利用者2人目～5人目 15万円 ・中規模事業主及び大規模事業主(労働者数101人以上) 利用者1人目 30万円、利用者2人目～10人目 10万円</p> <p>○経過措置 平成24年3月31日までに本助成金の支給要件を満たした事業主に対する本助成金の支給については、従前の例によるものとする。</p>	
			<p>(見直し概要) ○小規模事業主(労働者数100人以下)について、育児・介護休業法の全面施行に伴い、支給要件を「少なくとも3歳に達するまでの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を労働協約又は就業規則に制度化」から「少なくとも小学校の就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を労働協約又は就業規則に制度化」に変更する。 (平成24年7月1日施行)</p> <p>○経過措置 平成24年6月30日までに短時間勤務制度の利用を開始した3歳に達するまでの子を養育する労働者がいる事業主に対する本助成金の支給については、当該労働者に係る支給に限り、平成24年7月1日以降もお従前の例によるものとする。</p>	

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続。」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

人材確保等支援助成金の見直し

平成23年度		(百万円)		平成24年度(予定)		(百万円)	
助成金名		23'補正後予算額	22'事業評価	助成金名		24'予定額	
人材確保等支援助成金				人材確保等支援助成金			
介護労働者設備等導入奨励金		1,887	A	介護労働環境向上奨励金		2534	
(事業概要) 介護労働者の労働環境を整備するための介護福祉機器(移動用リフト等)を導入し、雇用管理の改善を図った事業主に対して、導入費用の一部を助成。				(見直し概要) ・名称を「介護労働環境向上奨励金」に変更 ・新たに、雇用管理制度の整備等を行い、雇用管理の改善を図った事業主に対して、当該制度の整備等に要した費用の一部を助成する			
				※			

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続。」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」

「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※は24年度予算成立の翌日から施行

障害者雇用促進助成金の見直し

平成23年度			平成24年度(予定)		
(百万円)			(百万円)		
助 成 金 名	23'補正後予算額	22'事業評価	助 成 金 名	24'予定額	
障害者雇用促進助成金			障害者雇用促進助成金		
特例子会社等設立促進助成金 <small>(事業概要)</small> 景気悪化により解雇・勧奨退職等を余儀なくされた障害者を新たに雇用して特例子会社や重度障害者多数雇用事業所を設立した事業主に対し、助成金を支給し、その設立を支援する。	825	B	特例子会社等設立促進助成金 <small>(見直し概要)</small> 雇用保険二事業に係る平成22年度事業評価において、「施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」とされたこと、及び障害者雇用の進展状況を踏まえ、平成24年度より支給額を適正化する。	610	→
障害者就業・生活支援センター設立準備助成金 <small>(事業概要)</small> 社会福祉法人等がセンター事業の準備を行った場合に、要した経費の一部を助成することにより、センター事業への円滑な移行を促す。	30	D	廃止 <small>(見直し概要)</small> 行政事業レビューにおいて、当該助成金の執行実績が低調であることから「政策効果等を勘案し廃止すること」とされたことを踏まえ、廃止。	-	→

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続。」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」

「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

建設労働者緊急雇用確保助成金の見直し

平成23年度			平成24年度(予定)		
(百万円)			(百万円)		
助 成 金 名	23'補正後予算額	22'事業評価	助 成 金 名	24'予定額	
建設労働者緊急雇用確保助成金			廃止 ※予定額は経過措置分のみ		
建設業離職者雇用開発助成金	616	D	→ 廃止 ※予定額は経過措置分のみ	97	
(事業概要) 中高年建設業離職者を、ハローワーク等の紹介により雇い入れた建設業以外の事業主に対し助成。			(見直し概要) 平成23年度までの時限措置であるため、廃止。(予定額は経過措置分のみ)		

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続。」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
 「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

認定訓練助成事業費補助金(震災特例分)の見直し

平成23年度

(百万円)

助 成 金 名	23'補正後予算額	22'事業評価
認定訓練助成事業費補助金	1,266	A
<p>(事業概要)</p> <p>中小企業事業主等が行う認定訓練を振興するために必要な助成又は援助を行う都道府県に対して、所要の経費を補助するもの。</p> <p>そのうち、平成23年度末までの暫定措置として、東日本大震災に係る災害救助法の適用市町村に所在する認定訓練助成事業費補助金対象法人が設置する認定訓練施設・設備の災害復旧に要する経費について、補助対象経費に占める国の負担割合を1/3から1/2に引き上げるとともに、国から県への補助率を1/2から3/4に引き上げ。</p>		

平成24年度

(百万円)

助 成 金 名	24'予定額
認定訓練助成事業費補助金	912
<p>(見直し概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度末までとなっている期限を、平成24年度末まで延長。 ・補助対象経費に占める国の負担割合を1/2に維持しつつ、国から県への補助率を3/4から2/3に見直し。 <p>※</p>	

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続。」 「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」 「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」 「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」

「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」 「Z 既に廃止。」

※は24年度予算成立の翌日から施行